安全な構造の昇降機を使用しましょう！

工場や倉庫などで、労働安全衛生法で定める構造規格を満たさないエレベーター※1・簡易リフト※2（以下、「昇降機」と言います。）を使用しているケースが多く見られます。

佐賀県内で令和６年に構造規格を満たさない昇降機を使用中に、搬器と昇降路に労働者が挟まれて死亡するという災害が発生しています。

事業主の皆様には、事業場に設置している昇降機の仕様を確認し、構造規格を満たさない場合は、改修するなど適正にご対応いただくよう、お願いします。

昇降機について、確認していただきたい事項（詳細は裏面参照）

- ○ 昇降路は荷の積卸口を除き壁が設けられていること。
- ○ 荷の積卸口に戸が設けられていること。
- ○ 搬器は荷の積卸口を除き、周囲に囲いが設けられていること。
- ○ 昇降路の全ての荷の積卸口の戸が閉じていない場合には、搬器を昇降させることができない装置が備えられていること。
- ○ 搬器が昇降路の荷の積卸口の戸の位置に停止していない場合には、鍵を用いらなければ外から当該荷の積卸口の戸を開くことができない装置が備えられていること。

注意点

1　積載荷重が0.25ｔ（トン）未満のもの及び製造業・鉱業・建設業・運輸貨物取扱業以外の業種の事業場に設置されるものは労働安全衛生法の適用を受けません。

2　積載荷重は、巻き上げ能力（荷を引き上げるられる最大の能力）と搬器の重さから客観的に決まります。
運用により（積載荷重を意図的に小さくすることにより）法令の適用がなくなるものではありません。

3　建築基準法では、搬器の床面積が１㎡超又は搬器の天井の高さが1.2m超の昇降機はエレベーターに該当します。

※1 エレベーター：人及び荷をガイドレールに沿って昇降する搬器に載せて動力を用いて運搬することを目的とする機械装置（人又は荷だけを載せて運搬するものを含む）

※2 簡易リフト　：エレベーターのうち荷のみを運搬することを目的とするもので、搬器の床面積が１㎡以下又は搬器の天井の高さが1.2m以下のもの

【労働安全衛生法による区分】
●エレベーター：搬器の面積１㎡超かつ高さ1.2m超
●簡易リフト：搬器の面積１㎡以下又は高さ1.2m以下

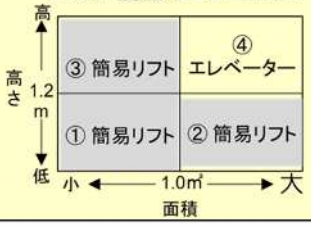

労働災害防止に関するお問合せ先
武雄労働基準監督署 監督・安衛課　0954-22-2165

昇降機（エレベーター・簡易リフト）の主な構造と管理

（ク則：クレーン等安全規則の略、エ構：エレベーター構造規格の略、簡構：簡易リスト構造規格の略）

・支持はりを鉄骨、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造とすること。（エ構３条）
・揚程が１０ｍを超えるものは支持はりを鉄骨又は鉄筋コンクリート造とすること。（簡構２条）

・巻上用ワイヤロープの安係数は６以上とし、同ロープが著しく損傷・摩耗・腐食・変形したもの（同ロープが１よりの間で素線が10分の１以上切断している、直径の減少が公称径の７％を超えるものなど）は交換すること。（簡構17条）
・エレベーターの巻上用ワイヤロープは１つの搬器につき３本（巻胴式などは2本）以上とすることなど。（エ構40条）

使用者は簡易リフトの搬器に労働者を乗せてはならず、労働者は乗ってはならないこと。（ク則207条）

昇降路の荷の積卸口（出入口）以外は壁又は囲いを設けること。（エ構16条・簡構１条）
注意：囲いは指などが入るような隙間があるものは避ける。

積載荷重を超える荷重をかけて使用しないこと。（ク則150・205条）

積載荷重を明確に標示（エレベーターは搬器内に銘板を取付）すること。（エ構42条・簡構19条）
注意：法の適用を避ける目的で意図的に低く表示しない。（エ構22条）

昇降路の荷の積卸口には戸を設けること。（エ構16条・簡構１条）

- **昇降路の全ての階の荷の積卸口の戸（エレベーターは搬器の戸も）が閉じていない場合には、搬器を昇降させることができないこと。（リミットスイッチなど）**
- **昇降路の荷の積卸口の戸の位置に搬器が停止していない場合は、かぎを用いらなければ戸が開かないこと。（ロック装置など）**

（エ構30条・簡構13条）

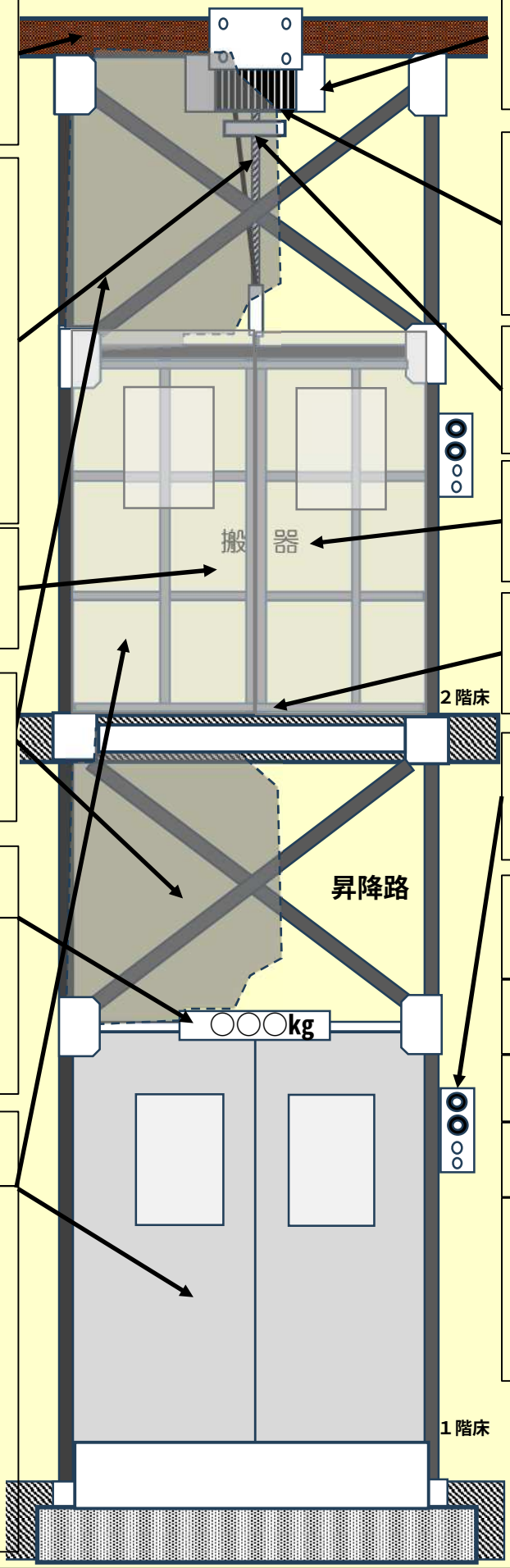

巻上機（昇降装置）は、搬器の昇降の作動を制動するためのブレーキを備えること。（エ構26条・簡構９条）

巻上機のドラムの直径は巻上用ワイヤーロープの直径の２０倍以上とし、搬器が最低の位置のときに同ロープが同ドラムに２巻き以上残ること。（簡構10・17条）

巻過防止装置（エレベーターはファイナルリミットスイッチなど）を必ず備え、かつ、調整しておくこと。（ク則149・204条）

搬器の荷台の積卸しをする部分を除き、周囲に囲いを設け、内部に運転装置を設けないこと。（簡構4条）

昇降路の荷の積卸口の床先と荷の積卸口の床先との間隔は４cm以下とすること。（エ構23条・簡構５条）

運転は一定の合図（信号灯、ブザー、音声など）を定め、運転を担当する労働者はこの合図を行うこと。（ク則206条）

１年に1回の自主検査を行う（簡易リフトは荷重試験も行う）こと。（ク則154・208条）

１月に1回の自主検査を行うこと。（ク則155・209条）

作業開始前点検を行うこと。（ク則210条）

検査の記録を３年間保存すること。（ク則157・211条）

積載荷重が0.25t以上１t未満のエレベーター、積載荷重が0.25t以上の簡易リフトを設置する際は予め設置報告書を労働基準監督署に提出すること。（ク則145・202条）

注意：積載荷重が１t以上のエレベータは、「特定機械等」に該当し、製造許可、設置届、落成検査などの手続きが必要となる。

基礎は沈下によるひずみを生じないようにすること。（エ構17条）